

市職員の配置

4月1日現在。臨時職員を除く。順不同
(特)=非常勤特別職 (非)=非常勤一般職

[illegible]

平成 27 年 8 月～

高額介護サービス費の上限額 が一部の方について変わります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えた時に支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に「現役並み所得者（同一世帯に課税所得 145 万円以上の人がいて、年収が単身 383 万円以上、2 人以上で 520 万円以上）」を新設し、上限額を設定します。

高額介護サービス利用者負担上限額（月額）

利用者負担段階区分	利用者負担上限額（１カ月あたり）	
	平成 27 年 7 月まで	平成 27 年 8 月から
現役並み所得者がいる世帯	－	世帯で 44,000 円
一般世帯	世帯で 37,200 円	世帯で 37,200 円
市民税非課税世帯	世帯で 24,600 円	世帯で 24,600 円
・ 老齢福祉年金の受給者 ・ 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	個人で 15,000 円	個人で 15,000 円
生活保護の受給者など	個人で 15,000 円	個人で 15,000 円
	世帯で 15,000 円	世帯で 15,000 円

平成 27 年 8 月～

低所得の施設利用者の食費・居住費を軽減する負担限度額認定証の認定要件が変わります

低所得の施設利用者のうち、配偶者が市民税課税者である場合、または預貯金額が一定額（単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円）を超える場合などは、食費・居住費の補助対象外となります。

ここが変わります

► CHANGE

●介護予防訪問介護



介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、介護や家事を行うサービス

●介護予防通所介護



デイサービスセンターなどに
通ってもらい、食事、入浴な
どの支援や機能訓練などを日
帰りで提供するサービス

平成 29 年 4 月～
「介護予防・日常生活支援総合事業」に統合され、
サービス内容が変わります。

平成 29 年 4 月～

要支援1・2の人が利用できるサービスが一部変更になります

これまで介護予防サービスとして行われていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」となり、利用できるサービスの内容が変わります。具体的に利用できるサービス内容は、現在調整中で、平成 29 年 4 月までに改めてお知らせいたします。平成 27 年度中の変更はありません。

[illegible]

